

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の対象
- 6 第1期計画の進捗状況
- 7 SDGs (Sustainable Development Goals)の推進

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

現在は、少子化・人口減少・高齢化、グローバル化、地球規模の課題、地域間格差、社会のつながりの希薄化などの社会の課題が継続的に掲げられています。さらに、将来の予測が困難な時代であると言われてしています。

このことから、国においては、めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイング<sup>※1</sup>の向上を目指し、教育の羅針盤となる第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年6月閣議決定）を作成し、この計画に基づき様々な教育改革を進めてきました。

県においても、これまでに教育振興に関する計画に基づき様々な教育施策を実施し、令和8（2026）年2月には、とちぎ教育ビジョン（2026-2030）を策定しました。

本市においても、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「佐野市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念とし、教育行政の推進を図りました。

この度、「第2次佐野市総合計画 基本構想・後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）の策定に伴い、教育分野においても目指すべき姿と進むべき方向性を具体的に定め、中長期的視点に立った教育への考え方や施策等の進め方を明らかにし、教育の振興を図るため「第2期佐野市教育振興基本計画－佐野市教育ビジョン－」を策定します。

本計画策定に当たっては、第1期計画の基本理念を継承し、さらに、次代を担う子どもたちに、予測困難な時代を生き抜く力を育むことを重視しました。

※1 ウェルビーイングについては、本計画の35ページを参照。

## 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法の規定に基づき、さらに国の第4期教育振興基本計画やとちぎ教育ビジョン（2026-2030）を参照した、教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、最上位計画である後期基本計画の教育分野に関する個別計画としての性格を有するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育大綱と一体化した計画とします。

### 【根拠法令等】

#### ○教育基本法 ※一部抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ※一部抜粋

（大綱の策定等）

第1条 3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

#### ○文部科学省通知

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」

（平成26年7月17日付 文科初第490号） ※一部抜粋

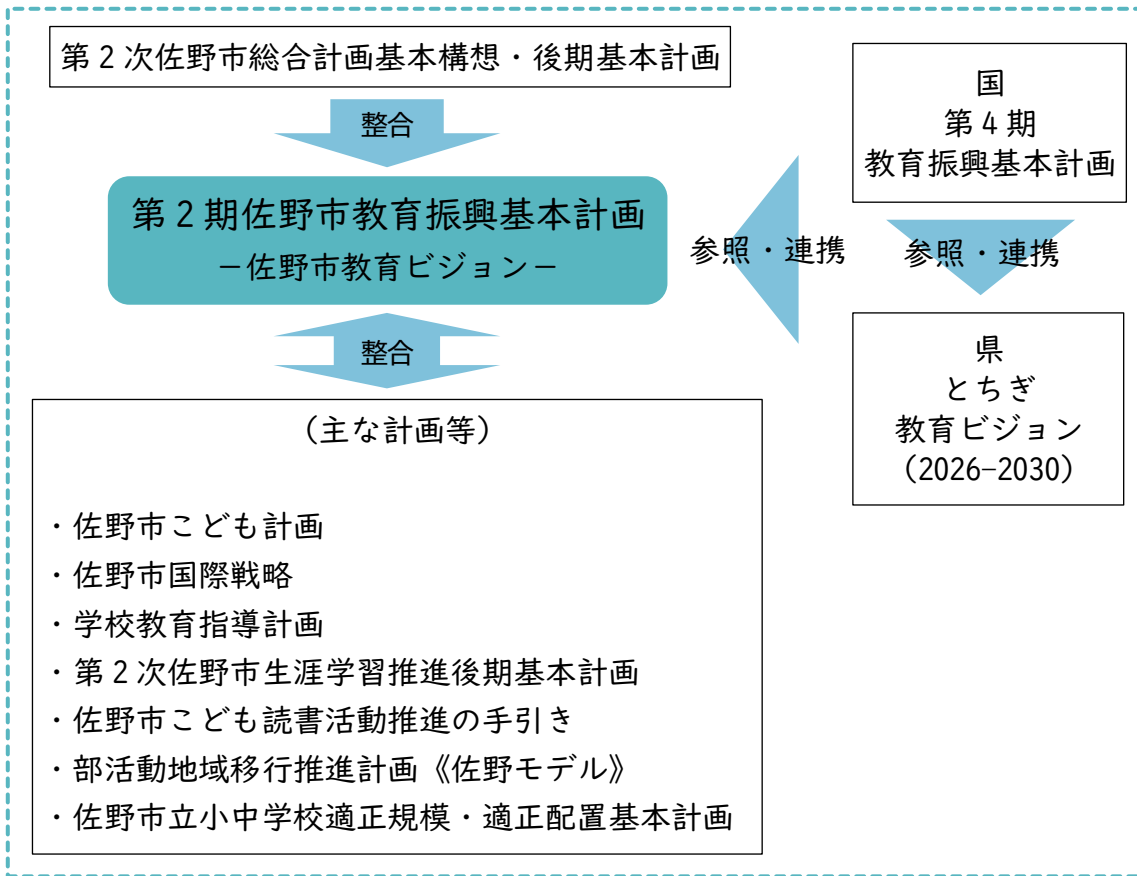
#### 第3 大綱の策定について

##### 2 留意事項

##### (3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【本計画の位置付けのイメージ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、後期基本計画の計画期間に合わせ、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
佐野市	第2次佐野市総合計画基本構想								第3次佐野市総合計画基本構想 (予定)			
	中期基本計画				後期基本計画				前期基本計画 (予定)			
	第3次佐野市教育大綱				第2期佐野市教育振興基本計画 - 佐野市教育ビジョン - (本計画)				第3期佐野市教育振興基本計画 - 佐野市教育ビジョン - (予定)			
	佐野市教育振興基本計画											
国	第3期	第4期教育振興基本計画					第5期教育振興基本計画 (予定)			第6期 (予定)		
県	栃木県教育振興基本計画 2025 - とちぎ教育ビジョン -				とちぎ教育ビジョン (2026-2030)				栃木県教育振興基本 計画 (予定)			

## 4 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成しています。

「総論」では、教育を取り巻く社会情勢を示すとともに、これらを踏まえた教育の基本理念等の方向性を明らかにしています。

「各論」では、教育の基本理念の下、5つの基本的方向とその実現のために必要となる23の施策及び主な取組等についての内容を示しています。

また、専門的な用語には注釈をつけ、参考として写真や資料等を掲載しました。関連する資料について、Web上で公開している資料については、2次元コードを利用し詳細が確認できるようにしています。※1

## 5 計画の対象

本計画は、教育行政に係る基本的な計画であることから佐野市教育委員会で所管する小学校、中学校、義務教育学校の学校教育、生涯学習、文化財及びこれらを支える行政を含めた教育に関する施策等を対象としています。

なお、令和7(2025)年3月に、子どもや子育てに関する包括的な計画である「佐野市子ども計画」が策定されました。



佐野市子ども計画

## 6 第1期計画の進捗状況

第1期計画では、基本的方向の進捗状況と各施策の成果を測る1つの基準として「成果指標」を設定しました。

施策等の達成状況をこの「成果指標」で測定し、「教育に関する事務の点検・評価会議」において、点検・評価を行い、施策等の着実な推進に努めました。

この評価等については毎年度報告書にまとめ、市ホームページで公表しています。



教育に関する事務の点検・評価報告書

※1 資料の策定元である各団体や組織において、Webサイトの変更等により2次元コードから閲覧できない場合もあります。

## 7 SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

SDGsは経済、社会、環境が調和した持続可能で誰一人取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標です。本計画では、基本的方向とSDGsの17の目標との関連性を示し、SDGsの目標の達成につなげていきます。

	<p><b>目標1 [貧困]</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p><b>目標2 [飢餓]</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改養を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p><b>目標3 [保健]</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p><b>目標4 [教育]</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p><b>目標5 [ジェンダー]</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>		<p><b>目標6 [水・衛生]</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
	<p><b>目標7 [エネルギー]</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p><b>目標8 [経済成長と雇用]</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
	<p><b>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		<p><b>目標10 [不平等]</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p><b>目標11 [持続可能な都市]</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>		<p><b>目標12 [持続可能な消費と生産]</b> 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p><b>目標13 [気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>		<p><b>目標14 [海洋資源]</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p><b>目標15 [陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>		<p><b>目標16 [平和]</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p><b>目標17 [実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		